

4. 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活の技能を高めることを目指し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることとしている。

このため、グループホームを計画的に整備するなど、障害のある人の地域移行を促進する一方、障害のある人が利用する施設については、地域の重要な資源として位置づけ、積極的にその活用を図ることとしている。

(2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者支援施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置づけ、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

このため、「第6期障害福祉計画」において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村、又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとなっている。

5. スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツの振興

ア 障害者スポーツの普及促進

2020年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は24.9%（成人全般の実施率は59.9%（令和2年度「スポーツの実施状況に関する世論調査」）にとどまっております。上昇傾向にはあるものの、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要がある。

2018年度から引き続き、地域における障害者スポーツの振興体制の強化、障害の有無を問わず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる取組を実施している。さらに、2019年度からは、様々なパラスポーツを試したい者に対して、スポーツ車椅子、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点（障害者スポーツの普及拠点）を整備することを目指し、関連の取組を順次実施している。

また、2018年度から2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機に、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す「Specialプロジェクト2020」を実施している。

イ 障害者スポーツの競技力向上

スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（2016年10月）や「第2期スポーツ基本計画」（2017年3月）に基づき、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施している。

また、「ハイパフォーマンス・サポート事業」により、パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される競技を対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、東京2020大会、2022年北京オリンピック競技大会・北京パラリンピック競技大会においてアスリート等が競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点を設置する準備を行っている。

さらに、「ハイパフォーマンススポーツセンターの基盤整備」において、東京2020大会等に向けた我が国アスリートのメダル獲得の優位性を確実に向上させるため、競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施している。

加えて、トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」（2015年1月）を踏まえ、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う拠点としてナショナルトレーニングセンター（NTC）の拡充整備に取り組み、2019年6月末にNTC屋内トレーニングセンター・イーストが完成した。



障害者スポーツ体験会（長野県）の様子

（2）文化活動の振興

我が国の障害者による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が成立・施行されたことを受け、国は、2019年3月、同法に基づく基本計画を作成した。この計画に基づき、以下の取組をはじめ障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

厚生労働省では、2013年に開催された有識者による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめを受け、2014年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、事業で培った支援ノウハウを全国展開すべく、2017年度からは障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会」の開催を2020年10月に予定していたが、新型コロナウイルスによる感染リスクに加え、開催準備及び実施体制が十分に整わないことなどを踏まえて、2021年7月に延期することとなった。（2021年7月3日～10月17日に、国民文化祭と一体的に開催予定）

さらに、文化庁では、障害のある人の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○全国障害者スポーツ大会

2001年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。2008年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっている。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われている。2020年度の第20回大会は、鹿児島県において開催される予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から2023年度に延期となった。なお、2021年度の第21回大会については、三重県で開催される予定である。

○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、1967年度から開催されている。2019年度は、第53回となる夏季大会が鳥取県・島根県で開催され、10競技に選手・役員合わせて約1,400人が参加した。なお、2020年度の第54回夏季大会については、九州ブロックで開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け中止となった。

○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は1924年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2017年には、トルコのサムスンにおいて第23回大会が開催された。冬季大会については1949年にオーストリアのゼーフエクトで第1回大会が開催され、2019年12月にイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で開催された第19回大会では、日本選手団として選手15名が参加し、6名が入賞した。

○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会である。

夏季大会は1968年に米国・シカゴで第1回大会が開催され、2019年3月にアラブ首長国連邦のアブダビにおいて第15回大会が開催された。冬季大会は1977年を第1回（米国・コロラド州）としており、2017年にはオーストリアのシュラートミンクにおいて第11回大会が開催された。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が共にチームを組みスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されている。

○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されている。2016年には、ブラジルのリオデジャネイロにおいて第15回大会が開催された。次回は、2021年、東京において開催が予定されている。冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されている。2018年3月には、韓国の平昌（ピョンチャン）において第12回大会が開催された。次回は、2022年に中国の北京で開催が予定されている。

TOPICS

スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

スポーツ庁では、東京2020大会を契機として共生社会を実現するため、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めている。

夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは東京2020大会が史上初であり、開催国として東京2020大会を成功に導くために、2016年度からパラリンピック教育を推進する「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を実施している。事業は主に2つあり、①学校現場でのパラリンピック教育の取組を促進するために、パラリンピアンやパラアスリートなどを学校に派遣し、自身の体験やエピソードに関する講演やパラ競技体験などを児童生徒と共に実践したり、②多くの児童生徒にパラ競技への興味関心を高めてもらうため、競技会場にてパラ競技を実際に観戦し事前事後に選手や競技に関する学習をしたりと、様々な活動を通じてパラリンピック教育を推進している。また、コロナ禍においても、ICT機器を活用してパラアスリートと児童生徒の交流を実施するなど、新しい生活様式に対応したパラリンピック教育も展開されている。これらの活動によりパラ競技への興味関心を高め、共生社会への理解促進をより一層進めていく。

また、各地においても、県民パラスポーツ大会や、学校区、大学、企業対抗など様々なレベルでのパラスポーツの体験会・交流会が実施されるなど、これらの取組はさらに広がりを見せている。

このような動きが広がる中で、近年は、特に障害のある人と障害のない人が同じスポーツに参加する取組に注目が集まっている。知的障害のある人にスポーツの機会を提供するスペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が同じチームで練習を積み試合を行う「Unified Sports®」の取組が進められているほか、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟による、障害のある人と障害のない人が一緒にサッカーを楽しむ「JIFFインクルーシブフットボールフェスタ」など、互いの理解や心のバリアフリーを目指した多くの取組が行われている。また、従来のスポーツ大会に障害のある人の部門が併せて設けられる試みや、障害のある人のスポーツ大会に同一のルールで障害のない人が参加できる大会も広がってきている。

引き続き、これらの様々な取組の普及を通じて、多くの方に障害者スポーツの魅力を伝えていくとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に向け取り組んでいく。

長野県民障害者スポーツプロジェクト



ボッチャ競技の様子



車いすポートボールの様子

TOPICS

スポーツを通じた社会参加の推進

この1年間は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの活動が休止せざるを得ない状況が続き、現在は変異した新型コロナウイルスが再流行している状況にある。

国立障害者リハビリテーションセンターは、障害者のスポーツ活動においてその前提となる、感染予防対策の普及活動を積極的に推進し、頸髄損傷後遺症など十分な手洗いが困難な人々への具体的指導からマスク着用、密を避ける、換気の重要性など一般の知識に至るまで繰り返し情報発信を行った。

東京パラリンピック競技大会に向けては、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と連携し、選手のメディカルチェックの実施とともに必要に応じた診断書を発行し、練習環境の支援を継続して行っている。また、研究所では、選手の競技や練習を支援するハイテク機器の開発とともに一般の障害者の外出支援につながる研究開発を行っている。

選手のプレーを支える道具と体のフィッティングもパラスポーツの重要な要素であり、病院・研究所の各部門で用具の調節、開発を実践している。

【競技用具のフィッティング】

チェアスキーの外観



選手が座る部位（バケット）は体格や体幹機能に合わせて作成する

また、国立美術館、国立博物館は、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車椅子利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある人に対する環境改善も進められている。

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあり、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）において、日本文化の魅力を発信していくこととしている。2016年3月に、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を開催した。その中で2021年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、障害のある人にとってのバリアを取り除く取組等成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証するとともに、日本全国へ展開することを決定した。2021年3月末時点で約18,000件の事業を認証した。

第5章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

TOPICS

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）が公布、施行された。

本法は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）及び「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法に基づき、2019年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表した。計画は、法律に定める3つの基本理念を基本的な視点とし、2019年度～2022年度までを対象期間として、11項目の具体的な施策の方向性を記載したものである。計画に基づき、鑑賞や創造、発表の機会の拡大や、作品等の評価を向上する取組など、障害のある人による文化芸術活動の充実に向けた各種取組を実施しており、文化庁では2019年度から「障害者による文化芸術活動事業」を実施し、鑑賞・創造・発表について先導的・試行的な取組を支援している。また、法律では地方公共団体による計画の策定が努力義務とされ、順次策定が進められているところであり、地方における計画策定及び取組の推進を、併せて支援していくこととしている。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

○ 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

○ 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、2019～2022年度を対象期間とする

- | | | |
|---|--|--|
| <p>(1) 鑑賞の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進 ・ 適切な対応ができる人材の育成 ・ 地域における鑑賞機会の創出 等 <p>(2) 創造の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創造活動の場の創出・確保 ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実 ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等 <p>(3) 作品等の発表の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発表の場の創出・充実 ・ 海外への発信 等 <p>(4) 芸術上価値が高い作品等の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備 ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等 | <p>(5) 権利保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品等に関わる様々な権利の普及啓発 ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮 ・ 研修、相談などの環境整備 等 <p>(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進 ・ 地域における相談支援体制の促進 等 <p>(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進 ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等 <p>(8) 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等 | <p>(9) 人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等 <p>(10) 情報の収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究 ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等 <p>(11) 関係者の連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域におけるネットワークの整備 ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等 |
|---|--|--|

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

TOPICS

障害者の芸術文化活動支援拠点の全国への広がり

厚生労働省では、障害のある人の自立と社会参加を促進する観点から、芸術文化活動の振興を図っている。2017年度からは、地域の障害のある人の芸術文化活動の支援拠点となる「障害者芸術文化活動支援センター（支援センター）」を全国に整備する「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施しており、2020年度は35の都道府県で事業に取り組んでいる。

支援センターは、それぞれの地域の現状を把握し、芸術活動に関する相談支援、必要とされる人材育成、多分野の関係者とのネットワークづくりなどを行っている。この取組を通じて、障害のある人を中心に、家族、支援者、住民、福祉団体、文化団体、教育機関などがつながり、地域に新たな活力が生まれ、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会の基盤が生まれている。また、支援センターのない地域においても、こうした支援が行われるよう広域的・全国的な支援機関も設けており、全国各地で、様々な障害のある人が、美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化に参加できる環境づくりを進めている。今後、全都道府県にこの仕組みが広がるよう取り組んでいく。

※本事業及び各センターの詳細については、専用サイト (<https://renkei-sgsm.net/>) を参照のこと。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

第5章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

TOPICS**「ここから展」から「CONNECT⇄」へ**

文化庁では、2016年秋に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」にあわせて、障害者のアートや障害者の支援を目指したデザインに関する展覧会「ここから展」を開催し、それ以降、4回にわたって国立新美術館（東京）で、共生や文化の多様性について関心を深めることを目的に同展覧会を開催した。「ここから4－障害・表現・共生を考える5日間」展（2019年12月開催）は、障害のある人たちが制作した「表現の持つ根源的なよろこび」が感じられる作品に加え、障害・障壁への気づきをうながすマンガ・アニメーションや、身体感覚を際立たせる映像・メディアアートなども紹介した。障害の有無を超越し、多様な作品が「ごちゃまぜ」に共存する空間を通じて、創造的に生きることの原点を実感できる機会となるような企画とした。この取組を引継ぎ、2020年12月3日から20日まで、障害者週間に会期をあわせて「CONNECT⇄」を開催した。

「CONNECT⇄」では、京都・岡崎公園に立地する美術館、劇場、図書館、動物園などの文化施設で、障害のある人が制作した作品の展示や、身体感覚をつかった作品鑑賞プログラムなどを実施した。京都国立近代美術館では、作品の内部に入り鑑賞することができる体験型の作品を展示したほか、京都市京セラ美術館では、アトリエ活動を行う障害のある作家の作品世界を、美術館のファサード「ガラス・リボン」に展示した。あわせて、「共生」の時代における文化施設のあり方をテーマに、哲学者の鷲田清一氏、京都市京セラ美術館館長で建築家の青木淳氏、京都国立近代美術館館長・柳原正樹氏による鼎談を動画配信するとともに、文化施設へのアクセシビリティを考えるシンポジウムをオンライン開催するなど、物理的な接触や密を避けながら参加できるプログラムも実施した。



会場の様子

鼎談の動画配信
～「共生」の時代における文化施設のあり方について～身体感覚で楽しむプログラム《ねじれの巡礼》
京都国立近代美術館での展示《三人のガラス・リボン》
京都市京セラ美術館ファサードでの展示

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

(1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。なお、2018年度より、購入を基本とする原則は維持した上で、障害のある人の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、借受けに要した費用が補装具費の支給の対象となった。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

2013年度から、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。

(2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。（公益財団法人テクノエイド協会：<http://www.techno-aids.or.jp/>）

また、国立障害者リハビリテーションセンターでは、2018年度に、補装具を始めとする支援機器やその支給制度の普及等を目的として、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等向けに総合的な情報発信等を行うための取組を開始した。小児筋電義手の普及促進に向け、関係機関、関係者と連携して「小児筋電義手研修会」を実施するとともに、ネットワーク構築の強化及び情報の収集に努めている。

(3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。身体に障害のある人が使用する福祉機器の開発普及等については、真に役立つ福祉機器の開発・普及に繋がるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携に努めている。

また、2010年度より「障害者自立支援機器等開発促進事業」において、障害当事者側の要望を反映したテーマで募集を行い、各種専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組み込み、試作機器等を製品化するための開発費用の助成を行っている。

さらに、2014年度より、障害のある人の個別具体的なニーズを的確に反映した機器開発が促進されるよう、利用者と開発者が意見交換を行う場を設けるとともに、開発中の機器について、実

証実験の場を紹介すること等により、適切な価格で障害のある人が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的として、「シーズ・ニーズマッチング強化事業」を実施している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では「障害者の自立と社会参加ならびに生活の質の向上」のために、国立機関として、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。2019年度に新設された自立支援ロボット技術等研究室にて、ロボット等の先進技術の応用に係る調査・技術開発等を通じて、障害者の新たな社会参加シーンの拡充を目指す研究に取り組んでいる(内部資金)。そのほか、脳波を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース(BMI)技術を用いた自立支援機器の開発・実証評価を進める(障害者対策総合研究開発事業(国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)))とともに、BMI研究の中で開発したリアルタイム脳信号解析技術を、ニューロフィードバックトレーニング(自らの脳活動等の変化を本人にリアルタイムで提示し、その活動を思い通りに変化させるトレーニング)に応用することで認知行動機能を調節する新しい認知リハビリテーション手法の研究開発にも取り組んでいる。また、各種認識技術を応用した重度運動機能障害者向けICT機器操作環境の構築に資する研究(障害者対策総合研究開発事業(国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)))、座席型モビリティ機器を使う重度肢体不自由者のための12時間自動シーティング技術開発(科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(日本学術振興会))、筋骨格モデルを包含したスマート走行センシングによるシニアカーの安全評価基盤の創成(科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(日本学術振興会))などに取り組んでいる。

さらに、ニーズに基づく障害者のための自立支援機器開発を学ぶ人材育成プログラムの開発(科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(日本学術振興会))、補装具費支給制度の種目の構造と基準額設定に関する調査研究(厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業))を実施し、作業療法士のための3Dプリンターによる自助具設計支援システムの社会実装など、福祉用具の利活用や普及促進にも取り組んでいる。

1993年度より「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年法律第38号)に基づいて、福祉用具の実用化開発事業を推進している。本事業では、高齢者や障害のある人、介護者の生活の質の向上を目的として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて研究開発費用の助成を行っている。制度発足以来、2020年度までに236件のテーマを採択している。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

〈2020年度新規採択テーマ〉

① ロボット義足足部の開発

ユーザーの動きをセンシングし、その動きに合わせて駆動アシストすることで、ユーザーの活動レベルの維持・向上に貢献し、より自由・軽快・安全な生活、そして美しい歩容を可能にする、ユーザーの生活スタイルを一変させるロボット義足足部を実用化させる。



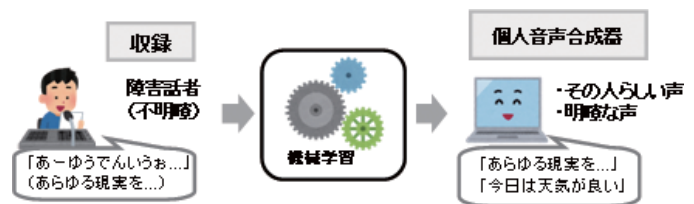
② 低年齢児向け移動支援機CarryLocoの開発

身体障害者向け介助者用車椅子の手押し型を電動車椅子の形態に変更できる電動ベース車両を開発する。対象者は1～15歳の児童で、補装具費支給制度の電動車椅子支給対象前の学齢期前でも安心安全に使用できる仕様を目指す。



③ 明瞭な声で自分らしく話せる発話障害者向け個人音声合成器の開発

発話障害、とりわけ構音障害者のための個人音声合成器を開発する。従来製品では健常発声者のみが対象であったが、声質変換による障害補正技術および新手法の音声合成技術により対象を拡大する。更に言語聴覚士等でも患者の声を収録できるシステムを構築し、より多くの発話障害者が音声合成器を手に入会話できる社会を目指す。



④ 遠隔センシング・診断による3D義足製造ソリューションの開発

世界初で実用化されたフル3Dプリント義足に対し、①遠隔問診システム、②歩行モーションキャプチャ機能を有し、義足ソケット内部圧力を感知可能なライナー、③適合アルゴリズムを開発し、それらによる新製造ワークフローを構築して、超高品質でローコストの義足を、リモートで製造販売可能とする。



資料：経済産業省

TOPICS

障害者自立支援機器等開発促進事業 ～開発助成とシーズ・ニーズマッチング交流会～

厚生労働省では、障害のある人の自立や社会参加を支援する機器の実用的製品化を促すため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施している。この事業では、支援機器の開発を行う企業等に対する開発助成のほか、支援機器に対する開発側のシーズ（技術）と障害のある人のニーズ（要望）とのマッチング交流会を行っている。

【支援機器の開発に対する助成採択例】

没入型VRによる視空間認知障害者のためのADL自立促進システムの開発

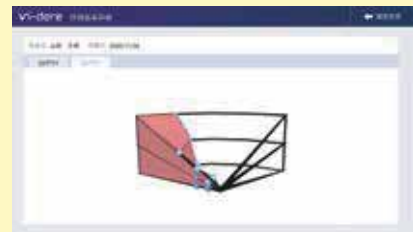
脳卒中後の合併症として代表的な半側空間無視により視空間認知障害を呈した障害当事者に対し、VR(Virtual Reality) 技術を活用し三次元的かつ定量的に障害領域を特定する評価システムとADL(日常生活動作)の訓練システムを開発している。この開発により、従来は二次元的な紙面評価にとどまり、実際のADL場面での評価との間に生じていた乖離の解決が期待される。これにより実際のADL場面に則した障害領域において、訓練を実施することができADL障害の緩和が期待できる。



システムイメージ



ADL課題食事場面



評価結果画面

【シーズ・ニーズマッチング交流会】

「シーズ・ニーズマッチング交流会」は2014年度から毎年開催されており、2020年度で7回目となる。開発に取り組む企業や研究者と、ニーズを持つ障害者やその支援者などが集まり、体験や交流を行うことで、ニーズを反映した支援機器の開発を促すことなどを目的としている。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面ではなく、Web開催となった。Web上に交流会専用サイトを設け、動画配信（特別講演や支援機器の開発及び利用報告、出展企業及び支援機器の紹介）や例年会場に来場できない様々な方を含めた交流が行われた。



2020年度交流会のチラシ



Web開催交流プラットフォーム



交流会専用サイト上の出展企業ページ

(4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、図表5-17のとおり2008年度から2020年度までに日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。これにより、介護保険対象の主要な品目についてはおおむね標準化が進んだ。

一方、高齢者や障害のある人等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインの推進について、様々な分野で関心が高まっており、これに関連するJISの作成も進めている。

2020年度までに、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を含めて41規格を制定し、アクセシブルデザインに関する横断的な評価基準等の作成に取り組んでいる。このJIS Z8071については、対応国際規格であるISO/IECガイド71の改正を反映する形で2017年1月に改正した。この改正では、対象者を従来の「高齢者及び障害のある人々」から「日常生活に何らかの不便さを感じているより多くの人々」へと拡大した。

包装分野については、2017年度には、「包装－アクセシブルデザイン－開封性（JIS S0021-2）」を制定、2019年度には、「包装－アクセシブルデザイン－情報及び表示（JIS S0021-3）」、2020年度には、「包装－アクセシブルデザイン－第1部：一般要求事項（JIS S0021-1）」を制定するなど、体系的な規格整備を行っている。

さらに、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）、高齢社会技術委員会（ISO/TC314）及び包装技術委員会（ISO/TC122）に参加している。ISO/TC173/SC2（用語と分類）では幹事国を、TC173/SC7（アクセシブルデザイン）及びTC159/SC3（人体計測及び生体力学）では議長国及び幹事国を担っている。福祉用具では、歩行支援用具、座位変換形車椅子、体位変換用具等について、各国の意見調整、規格原案検討を進めている。

アクセシブルデザインについては、2019年度に「包装－アクセシブルデザイン－取扱い及び操作（ISO 22015）」が日本からの提案で新たに発行された。また、福祉用具については、2019年度に「ウォーキングトロリー－要求事項及び試験方法（ISO 19894）」が日本からの提案で新たに発行された。

■ 図表5-17 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
2008年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格（JIS T9241-1～5）【制定】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2009年度	入浴用製品3規格（JIS T9257～59）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【制定】
2010年度	福祉用具－ポータブルトイレ（JIS T9261）【制定】 福祉用具－和式洋式変換便座（JIS T9262）【制定】 福祉関連機器用語〔支援機器部門〕（JIS T0102）【改正】
2011年度	福祉用具－入浴用いす（JIS T9260）【制定】 福祉用具－歩行補助具－歩行器（JIS T9264）【制定】 福祉用具－歩行補助具－エルボークラッチ（JIS T9266）【制定】
2012年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【制定】 福祉用具－補高便座（JIS T9268）【制定】 福祉用具－ベッド用テーブル（JIS T9269）【制定】
2015年度	福祉関連機器用語〔義肢・装具部門〕（JIS T0101）【改正】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】 移動・移乗支援用リフト2規格（JIS T9241-1,4）【廃止】 移動・移乗支援用リフト3規格（JIS T9241-2,3,5）【改正】 移動・移乗支援用リフト2規格（JIS T9241-6,7）【制定】 福祉用具－車椅子クッション（JIS T9271）【制定】 福祉用具－車椅子用テーブル（JIS T9272）【制定】 福祉用具－体位変換用具（JIS T9275）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2016年度	在宅用床ずれ防止用具3規格（JIS T9256-1,2,3）【改正】 福祉用具－据置形手すり（JIS T9281）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【改正】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】 病院用ベッド（JIS T9205）【改正】 手動車椅子（JIS T9201）【改正】 電動車椅子（JIS T9203）【改正】 福祉用具－歩行補助具－シルバーカー（JIS T9263）【制定】
2017年度	福祉用具－固定形手すり（JIS T9282）【制定】 福祉用具－留置形手すり（JIS T9283）【制定】 電動6輪車椅子の試験方法（JIS T9209）【制定】
2019年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【改正】 高齢者・障害者配慮設計指針－ステッキホルダーの保持部（JIS T9289）【制定】
2020年度	福祉用具－歩行補助具－多脚つえ（JIS T9267）【制定】 馬乗り形電動車椅子－安全要求事項（JIS T9210）【制定】

資料：経済産業省

7. サービスの質の向上

(1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

このため、2012年度の報酬改定において、「福祉・介護職員処遇改善加算」を創設し、2015年度の報酬改定において、職員1人当たり月額平均2.7万円相当の処遇改善を行ったことに加え、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、2017年度の報酬改定において、競合他産業との賃金差がなくなるよう、職員のキャリアアップの仕組みを構築した事業所について職員1人当たり月額平均1万円相当の処遇改善を行ってきたところである。

また、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019年10月の報酬改定において、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行った。

さらに、2021年度の報酬改定においては、2019年10月に創設した「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、福祉・介護職員間の配分ルールを柔軟化する見直しを行った。

TOPICS

共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

厚生労働省では、2018年度から「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を実施している。この事業は、2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件^(※)を踏まえ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の目的である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等について、障害福祉従事者等が改めて学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施している。

共生社会等に関する基本理念等の普及啓発に向けた広報のため、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からプログラムを見直し、感染防止対策を施し定員規模を縮小したうえで「共生社会フォーラム」を全国4か所で開催し、また通常プログラムの研修会のみを実施する形とした「福祉職等研修会」を4か所で開催した。

厚生労働省としては、障害福祉従事者等が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、今後も研修の実施等を進めていくこととしている。

※2016年7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に元施設職員の男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、26人が負傷した事件。



表現活動(千葉会場)



基調講演「かけがえないのちの発信～福祉の思想の伝え方～」(千葉会場)



グループワーク研修(中堅者)の様子(兵庫会場)



グループワーク研修(学生・新任者)の様子(千葉会場)

(2) 第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、2000年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・定着を図るため、2004年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、2018年3月に評価の質の向上と一層の受審促進が図られるよう見直したこれを受け、2020年3月には、障害者・児福祉サービス固有の状況を踏まえた評価が適切に実施されるよう、障害者・児福祉サービスに係る共通評価基準及び内容評価基準等についても、見直しを行っている。

(3) 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、2016年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みである「障害福祉サービス等情報公表制度」を創設し、2018年9月末より、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

【独立行政法人福祉医療機構：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>】

8. 専門職種の養成・確保

(1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数257,293人(2021年3月末)、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護(喀痰吸引等を含む。)や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数1,754,486人(2021年3月末)を数えることとなった。

イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)が1997年12月に成立し、1998年4月から施行された。同年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、資格登録者数は93,544人(2021年3月末)を数えることとなった。

■ 図表5-18 福祉専門職の資格登録者(2021年3月末)

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
257,293人	1,754,486人	93,544人

注：資格登録者の数は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ。
資料：厚生労働省

(2) リハビリテーション等従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。2020年12月末現在の資格登録者数は、理学療法士は182,853人、作業療法士は99,953人となっている。

イ 視能訓練士、義肢装具士

視能訓練士は、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職であり、義肢装具士は、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う専門職である。2020年12月末現在の資格登録者数は、視能訓練士は16,975人、義肢装具士は5,680人となっている。

ウ 言語聴覚士

音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハビリテーション等を行う言語聴覚士が1998年に国家資格化され、2020年12月末現在の資格登録者数は34,457人となっている。

エ 公認心理師

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行う専門職である。2020年12月末現在の資格登録者数は35,529人となっている。

■ 図表5-19 リハビリテーション等従事者の資格登録者（2020年12月末）

理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	公認心理師
182,853人	99,953人	16,975人	5,680人	34,457人	35,529人

資料：厚生労働省

(3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

養成部門では、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害及び摂食嚥下障害のリハビリテーションを専門とする言語聴覚士を養成する言語聴覚学科、義肢装具の製作適合に従事する義肢装具士を養成する義肢装具学科、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、聴覚障害のある人のコミュニケーションにかかわる手話通訳士を養成する手話通訳学科、障害のある人々の健康づくりのための運動・スポーツ及び体育の指導を専門とする技術者を養成するリハビリテーション体育学科、医療・福祉・教育現場において、知的障害や発達障害のある児（者）の支援に携わる専門職を養成する児童指導員科（発達障害支援者養成）を設置している。

また、研修部門では、医療機関や地方公共団体、民間福祉施設などの専門職に対し、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材、各専門職のリーダー等の指導的役割を担う人材を育成している。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や福祉教育の一環として教員や小中学生を対象に行われる障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。